

入札公告

福島県警察本部 公告第15号

出張による自動車のタイヤ組替及びバランス調整の単価契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年2月25日

福島県警察本部長 森末 治

1 入札に付する事項

(1) 件名及び予定数量

出張による自動車のタイヤ組替及びバランス調整の単価契約

- ・タイヤ組替（大型自動車チューブ有り） 40本
- ・タイヤ組替（大型自動車チューブレス） 380本
- ・タイヤ組替・バランス調整（普通自動車） 40本

(2) 委託業務の仕様等

「出張による自動車のタイヤ組替及びバランス調整の単価契約仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (4) 福島市内に工場、作業所等を有し、仕様書に示す出張作業場所において作業することができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に書類を添付して、令和8年3月9日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686

福島県福島市杉妻町5番75号 福島県警察本部警務部会計課

電話 024-522-2151 内線2263

電子メール fp-nyuusatu@police.pref.fukushima.jp

4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問い合わせ先については、3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送又は電子メールによる入札説明書の配付も可能です。

(1) 郵送を希望する場合

3に掲げる場所まで事前に連絡の上、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封し求すること。

(2) 電子メールによる配付を希望する場合

3に掲げるアドレスに電子メールで請求（送信）の上、必ず電話で連絡すること。請求（送信）する場合は、電子メールのタイトル及び本文に、「【入札説明書配付希望】公告番号（会社名）」を記載するとともに、本文に入札に付する名称、会社名、担当者の連絡先等を記載すること。

※ 入札説明書は、受信した電子メールに返信します。

5 入札方法等

(1) 入札方法

郵便（書留郵便に限る。）入札とする。

(2) 入札書提出期限

令和8年3月25日（水）午後5時まで

(3) 提出場所

3に掲げる場所に同じ

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和8年3月26日（木）午前10時

場所 福島県福島市杉妻町5番75号 福島県警察本部警務部会計課

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もった金額（消費税及び地方消費税を含む。）

の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額（単価）に予定数量を乗じて得た額の合計額に、当該額の10%に相当する金額（消費税及び地方消費税）を加えた金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

入札書には、1(1)各項目ごとのそれぞれ1本当たりの契約希望単価に予定数量を乗じて算出した金額の合計総額を記載すること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した入札単価を契約単価とし、代金の支払は、契約単価に数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、当該金額の100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととする。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。